

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：安藤建設工業株式会社
- 業者の住所：宮城県富谷市志戸田北田子沢107
- 2 指名停止措置期間：令和8年9月10日から同年12月9日まで（3か月）
- 3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県
- 4 事実概要
- 同社の元代表取締役は、代表取締役在任中に、安藤建設工業株式会社が所有する不動産の利活用を巡り、富谷市職員に対し便宜を図ってもらう目的で接待を行ったとして、令和8年6月10日、宮城県警察によって贈賄の容疑で逮捕されたものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の2のア

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1 略	
(贈賄)	
2 次のア、イ又はウに掲げる者が部局の所在する都道府県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴提起を知った日から
ア 代表役員等	全ブロックを対象として3か月以上9か月以内
イ、ウ 略	
3～14 略	